

契約の概要について掲載した書面

(警備業法第19条 施行規則第33条第2号)

注文者様ご確認用

ご注文業者

御中

合同会社 福々

代表社員 福下 優輝

[本社]〒791-8017 愛媛県松山市西長戸町218番地4

TEL: 089-909-6183

FAX: 089-909-6183

項 目	内 容
1 警備業務を行う期間	ご注文日時に応じる
2 警備業務を行う日及び時間帯	指定日 8:00~17:00(9時間内休憩1時間)を基本とする。
3 警備業務を行うこととする場所	貴社指定工場
4 警備員の人数及び担当業務	1名~ 交通誘導警備業務・雑踏警備
5 警備員が有する知識及び技能	交通誘導警備業務1・2級検定合格警備員又はそれに準ずる知識及び技能を有するもの。
6 警備員が用いる服装	弊社指定の制服及び装備品。
7 使用する機器又は各種資機材	無線機、手旗(紅白)、誘導灯、警笛。
8 負傷者等の事故発生時の措置	各現場の「緊急連絡先一覧」に基づき必要な連絡を行うとともに、負傷者等の救護及び被害の拡大防止措置を実施し、現場保存等の必要な措置を講じる。
9 報告の方法、頻度及び時期、その他依頼者への報告	警備終了の都度、所定の「警備確認書」を提出するとともに、必要の都度、所定の連絡方法により依頼者へ連絡する。
10 警備料金・その他費用	請負基本契約書の「別紙1」に規定する第5条(請負代金)のとおりとする。
11 支払いの時期及び方法	毎月 末 日を締切とし、翌月 末 日に弊社指定の金融機関への振込支払。 (振込手数料は、ご注文業者様 負担とする) 支払日が銀行休業日の場合の取り扱い 後営業日
12 警備業務の再委託に関する事項	相互に協議して決定する。
13 免責に関する事項	(1) 天災地変その他弊社の責めに帰さない損害。 (2) 弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害。
14 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害について、賠償責任保険に基づき、対人対物一事故10億円(対人一名につき3億円まで)を限度として賠償する。ただし、一事故につき総額10億円まで。
15 契約の更新に関する事項	本契約の有効期間は、〇年 〇月 〇日から〇年 〇月 〇日までの1年間とする。 ただし、期間満了の2ヶ月前までに双方いずれからも書面による異議の申出がない場合は、更に1年間本契約を延長するものとし、以後もこの例による。
16 契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
17 契約の解除に関する事項	(1) 御社は、弊社がこの契約に定める業務を履行しないときは、この契約を解除することができる。 (2) 双方のいずれかが正当な理由をもって契約の解除を申出たときは、双方の協議によりこの契約を解除することができる。
18 警備業務に関する苦情の受付窓口	合同会社福々 苦情受付番号 070-1910-4488
19 特約事項	なし
20 認定証等	別添の「認定証」「営業所設置等届出書」のとおり。
21 契約の締結日	ご注文日時に応じる

上記の警備業務の契約の概要について確認しました。

年 月 日

確認者

Ⓜ